

鮭川村乳児等通園支援事業がはじまります。

こども誰でも 通園制度

誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

こども誰でも通園制度を利用するメリット

こどもにとって

- 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- 地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- 保護者の孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対し、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

裏面に続く →

事業内容について

- 対象者
保育所に通っていない0歳8か月～満3歳未満の未就園児
※ 世帯内の就労状況など理由は問いません。
- 実施施設
・ 鮭川保育所 ・ こまどり保育所 　いずれか希望する保育所
- 利用方法
・ 午前9時～午後4時の間で、月 10 時間まで利用可能
- 負担金
・ 1人1時間当たり300円

利用方法について

システムでも申請ができます
外部リンク：こども誰でも通園制度 認定申請書



利用者による申請

村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

決定通知が届きましたら、利用を希望する保育所へ面談のご連絡をお願いします。

お問い合わせ先
鮭川村健康福祉課福祉係
TEL 0233-55-2111（内線 139）